

総務委員会会議録

日時 令和2年6月30日(火) 開会時間 午前9時59分
閉会時間 午後2時41分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 杉原 清仁
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 赤岡 利行 警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭
警備部長 窪田 圭一 交通部長 切刀 康友 刑事部長 清水 順治
生活安全部長 荒居 敏也 会計課長 進藤 明 首席監察官 比留間 一弥
警察学校長 加々美 誠 警務部参事官 川口 守弘 警備部参事官 大森 伸
交通部参事官 井上 久 刑事部参事官 瀬戸 良広 理事 吉田 一成
総務室長 天野 英知 監察課長 堀内 徹 警備第二課長 三浦 昇
教養課長 姫野 賢司 捜査第二課長 今橋 敦 交通規制課長 内藤 智
捜査第一課長 大森 勇人 生活安全部参事官 佐藤 光男
交通指導課長 齋藤 武彦 組織犯罪対策課長 五味 雄二
生活安全捜査課長 小林 英樹 警務部次長 三井 幹夫
少年・女性安全対策課長 所 紀久男 厚生課長 山村 和之
通信指令課長 赤池 久人 地域課長 清水 高博 運転免許課長 和田 弘記

知事政策局長 渡邊 和彦 政策企画グループ政策参事 斉藤 由美
政策調査グループ政策調査監 植村 武彦 秘書グループ管理監 武井 紀人
広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学
県民生活部長 丹澤 尚人
県民生活部次長(県民生活総務課長事務取扱) 井上 泰子
北富士演習場対策課長 伴野 直明 統計調査課長 小林 司
県民安全協働課長 望月 英二 地域創生・人口対策課長 有泉 公彦
私学・科学振興課長 小林 洋一
スポーツ振興局長 赤岡 重人
スポーツ振興局次長(オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱) 草間 聖一
スポーツ振興課長 安藤 明範
リニア交通局長 三井 孝夫
リニア交通局次長(リニア用地事務所長事務取扱) 大野 健
リニア推進課長 石寺 淳一 交通政策課 藤原 鉄也

総務部長 市川 康雄 総務部次長(人事課長事務取扱) 染谷 光一
総務部次長(財政課長事務取扱) 井上 弘之 職員厚生課 柴田 克己
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩

行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 土屋 隆
防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹
会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸
代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易

議題（付託案件）

- 第 65 号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例中改正の件
第 66 号 山梨県県税条例中改正の件
第 67 号 山梨県県税条例等中改正の件
第 68 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
第 69 号 令和 2 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第 4 条地方債の補正
第 73 号 契約締結の件
第 76 号 令和 2 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの
第 77 号 令和 2 年度山梨県集中管理特別会計補正予算
承 第 1 号 山梨県県税条例等中改正の件
承 第 2 号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
請願第 2 - 3 号 国に対し「消費税率 5% への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
請願第 2 - 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
請願第 2 - 5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
請願第 2 - 6 号 運転代行業者に対する国の支援措置の創設を求めることについて
請願第 2 - 9 号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第 1 - 2 号、請願第 2 - 3 号、請願第 2 - 4 号、請願第 2 - 5 号、請願第 2 - 9 号については継続審査すべきもの、請願第 2 - 6 号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時32分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時48分から午前11時53分まで、途中休憩をはさみ、午後0時59分から午後1時22分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後1時38分から午後2時41分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第 69 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(甲府警察署における被疑者逃走事案について)

皆川委員 先日、甲府警察署において、逮捕した被疑者に逃走されたという新聞報道がされました。このようなことは、安全安心の一番のよりどころであります警察署での出来事なので、市民は強い不安を感じているんじゃないかと思いますが、まず、現時点でわかっている概要を教えてくださいと思います。

瀬戸刑事部参事官 お尋ねの案件につきましては、令和2年6月20日、甲府警察署におきまして、タクシーの無賃乗車をした詐欺事件の被疑者として逮捕した45歳の男が、取り調べの休憩中に取調べ室から敷地の外へ逃走し、逃走から約23分後に検索中の同署員が発見し、緊急逮捕をした事案であります。

皆川委員 被疑者に逃走されるということは、本来あってはならないことだと思いますが、そのときの状況をさらに詳しく説明してください。

瀬戸刑事部参事官 甲府警察署3階にある取調べ室で被疑者の取り調べを実施中、昼休みの時間帯に監視員を配置して昼食と休憩をとらせていたところ、監視員のすきをついて被疑者が取調べ室の通路に設置されたドアから庁舎内を通り、1階出入りロドアから敷地外へ逃走したというものであります。

なお、当日、動静監視という集中力を要する任務に当たっていたのは、当番明けの非番となった警察署員であり、当日も引き続き勤務していました。また、取調べ室から廊下、階段に通じるドアについては、鍵がかけられていない状態でありました。

皆川委員 前夜の当番明けの警察署員が監視に当たっていると、睡眠不足になる人は多いのでしょうかね。

瀬戸刑事部参事官 当番明け、あるいは非番の勤務員、これを業務に当たらせるということはありません。

皆川委員 睡眠時間だよ。

瀬戸刑事部参事官 睡眠時間につきましては、夜間帯の取り扱い状況により異なりますけれども、通常の生活と比べると少ないことが多くあります。前日の勤務状況や体調等の健康状態に配慮することが求められていると考えております。

皆川委員 当直明けの署員に監視役をさせるというような勤務体制。当直明けの署員に監視させないような勤務体制を考えるということではできないのでしょうかね。

瀬戸刑事部参事官 今後は、当該警察官個人の問題として捉えるのではなく、職員の勤務状況、体調や疲労といった健康状態を考慮した幹部による任務付与のあり方、無理のない働き方など、組織全体の問題として捉え、対応を進めていきたいと考えております。

皆川委員 被疑者に逃走されるということは、場合によっては、県民の生活に多大な影響を与える、また、及ぼしかねないと思うんですが、本事案におきまして、県民に危険を及ぼしたというようなことが実際あったのでしょうかね。

瀬戸刑事部参事官 逃走した被疑者は、無賃乗車をした詐欺事件の被疑者であること、凶器等を所持している事実もなかったこと、逃走から約23分という短時間で身柄を確保したこと、逃走時に何らかの罪を犯した事実もなかったことなどから、県民生活に重大な危険を及ぼすようなことはなかったものと考えております。

なお、県警察では、逃走時に、県下に緊急配備を発令するとともに、可能な限りの警察官を動員して、被疑者の発見と市民の安全確保に努めたところであります。

皆川委員 過去に県警では、日下部署において被疑者に逃走されていますよね。今回、また逮捕被疑者に逃走されるというようなことがあり、日下部署のときの反省や教訓が生かされていないと思うんですよね。そこで、今後、こういうことが二度と起こらないように、発生させないためには、どうしたらいいかという再犯防止対策を考えているのでしょうか。

清水刑事部長 ただいま御指摘がございましたとおり、県警察では、平成25年に、現行犯逮捕した被疑者を、警察署の敷地内でパトカーからおろす際に逃走されるという事案が発生したことを受けまして、手錠の適切な使用や、被疑者を敷地から出し入れする際に多数の警戒員を配置することなどにより、再発防止に努めてきたところでございます。

こうした中で、前回とは違う対応であったとしても、今回、再び逃走を許してしまったということは、被疑者は常に逃走の機会をうかがっているという基本的な危機意識が欠落していたものと重く受けとめております。

今回、再び被疑者の逃走を許し、県民の皆様に不安と御心配をおかけしてしまい、心からおわびを申し上げます。

県警察では、今回の事案を受けまして、これまでに各警察署に対し、手錠や腰縄の適正な使用や、被疑者の動静監視の徹底などを指示し、再発防止に努めているところでございます。

今後も、全ての職員において基本を徹底し、二度と逃走事案を起こさないよう取り組んでまいります。

皆川委員 今、刑事部長が言いましたように、再犯防止対策を徹底して、今後二度とこういうことが起こらないように、しっかりやっていただきたいと思います。

(令和2年における刑法犯罪や交通事故等の状況について)

飯島委員 この議案審議資料を拝見したところ、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察の確立」と書かれています。きょうは6月30日ということで、令和2年も半年を過ぎました。県警の皆さんは、日夜本当に苦労されて、敬意を表するわけであります。ことしは議案審議資料にも書いてあるように、延期されたとはいえ東京オリンピック・パラリンピックが計画され、中部横断自動車道の開通、リニアの建設等、本当に警察の方々には気が休まらない事例があります。ここの表にもあるんですけど、半年過ぎて、交通事故はどうか。あるいは、刑事事件というか、この表にある推移は、年初の県警の目標や取り組みと比較して、半年経過し、今どういう結果が出ているのか、また、それを見据えて、これから半年はどういうことに取り組むのかということをお伺いしたいと思います。

例えば、62ページの刑法犯罪種別認知件数や交通事故の発生状況は、平成22年から1年ごとの資料があるわけですね。先ほど申し上げたように、きょうは6月30日で令和2年も半年経過しており、一体どういう状況なのか、また、そういうことを把握しているのか。さらに、次の半年、どう取り組むのか。

井上交通部参事官 飯島委員の御質問のうちの交通関係についてお答えさせていただきます。

ことしの6月28日現在の数字を見ますと、県内における交通事故関係の発生件数は967件で、前年と比較しますと、発生状況は537件のマイナスであります。また、死亡事故の発生件数は9件で、9名のとうとい命が亡くなっておりますが、前年と比較しますとマイナス3件、マイナス3名という状況であります。また、負傷者につきましては1,202名、前年と比較しますとマイナス708名ということで、いずれも昨年と比較しまして件数的には減少して

いる状況であります。

ただ、ことしはコロナウイルス等の関係から、不要不急の外出の自粛等の状況も考えられますので、今後、交通事故防止につきましては、ここから後半に向けて広報啓発、また必要な取り締まり等により、事故防止に努めていく所存であります。

瀬戸刑事部参事官 上半期の統計数値については、まだ出ておりませんが、5月末現在の刑法犯認知件数につきましては、1,302件でございます、前年同期比で282件減少しております。前年同期比で減少した主な罪種につきましては、窃盗犯のうち乗り物盗が93件、非侵入窃盗が108件、それぞれ減少している状況にあります。

猪股委員長 飯島委員からの質問では、今後の対策や、思いを語ってくれということをおっしゃっていますから、その辺を確認させていただきたい。

瀬戸刑事部参事官 県警察といたしましては、刑事部に関係する刑事事件につきまして、積極的な捜査を展開し、県民の生活の安全を守るよう、努力してまいりたいと考えております。

飯島委員 いずれも数字的にマイナスになっている傾向で、それは日々県警の皆さんの御尽力のたまものだと、改めて敬意を表する次第であります。

(県警察の働き方改革について)

次に、議案審議資料の中で、ことしの対応として、若手警察官の早期戦力化、あるいは女性職員の活躍やワーク・ライフ・バランスにも配慮した業務の合理化、効率化の推進をすると書かれているんですね。具体的にはどういうことをやっているんですか。

川口警務部参事官 飯島委員のワーク・ライフ・バランスを初めとした県警察の働き方改革等についての質問にお答えさせていただきます。

県警察におきましては、警察に課せられた重要な任務を全うするために、何よりもその基本となるのが人的基盤だと認識しております。そうした中で、全ての職員がやりがいと充実感を持って生き生きと働き、また仕事上の責任を果たしていくことができるよう、さらに個人の時間を持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう、仕事と私生活の調和を図る取り組みを推進しているわけです。

今後も、これらの取り組みが一步も後退することのないよう、組織を挙げて取り組むこととしております。具体的には、女性の活躍の促進については、女性の活躍できる職域の拡大を図っておりますとともに、採用におきましても、女性警察官の占める比率をふやすよう努力しているところであります。また、全職員に対しては、休暇の積極的な取得によりまして、メリハリをつけた勤務や、業務の合理化、効率化といったところに、組織を挙げて取り組んでおりまして、そういったところで働きがいのある職場環境づくりの構築に努めているところでございます。

飯島委員 言うまでもなく、女性の社会進出はとても大事ですし、警察というどうしても男社会という偏見もあろうかと思えます。いろんな事件とかで、女性の目線で解決するというのはとても大事じゃないかなと思うわけです。

女性警察官の割合が、今どういう傾向にあるのか、全体で何%か、教えてい

ただけますか。

川口警務部参事官 飯島委員の御質問にお答えいたします。

今現在の女性警察官の比率につきましては、約9%となっております。県警察では、当面の間10%を目標として、現在進めているところでございます。こうした中で、女性警察官に対しては、いわゆる出産や育児等のいろいろな問題がありますが、こういったものも組織でバックアップしてクリアな状態とし、長く警察組織に勤められる取り組みを進めております。

飯島委員

この9%は、全国平均と比べて多いんでしょうか、少ないんでしょうか。山梨県議会は、きょう小越議員がいらっしゃっていますが、女性議員1人なんです。全国でも本当に少ないという、余りいい例ではなく取り上げられるんです。県警の女性の9%というのは、全国平均でどういうレベルなんでしょうか。それと、もっとふやそうといった目標はあるんですか。それもあわせて伺いたいと思います。

川口警務部参事官 先ほど申し上げましたとおり、県警察におきましては、今現在で約9%ということで、これは全国平均が9.4%ですので、ほぼ全国平均と同じでございます。それから、これはあくまでも暫定数値でございます。県警察では、令和3年4月までに、この割合を約10%程度にすることを目標としております。このために、女性の武道採用の新設、女性限定の採用説明会の開催、また女性専用のシャワー室等の設備の拡充、さらには育児介護に関する制度の充実化などを図って、より県警に魅力を感じていただけるよう、さらに取り組みを進めているところでございます。

(あおり運転の厳罰化について)

水岸委員

全国的にも問題となっている、あおり運転の厳罰化が、きょうからスタートということですが、山梨県では被害に遭った方というのはどのくらいいるんでしょうか。

齋藤交通指導課長 実際の被害というものは、把握しておりませんが、平成29年からの検挙でいきますと、6件、8名のあおり運転行為に関する犯罪を検挙しております。

水岸委員

きょうから厳罰化がスタートするということですが、主にどのような点が変わるんでしょうか。

井上交通部参事官 水岸委員の御質問にお答えしたいと思います。

改正道路交通法では、法第117条の2の2第11号に、他の車両等の通行を妨害する目的で、道路交通法上の10類型の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者を処罰に処すると規定されております。

これは、他の車両等の通行を妨害する目的で、道路交通法に規定している一定の違反行為、通行区分違反や急ブレーキの違反等、そういった10類型の違反に該当する行為を、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により行った場合に、妨害運転として処罰の対象になり得るという規定であります。

罰則についてでありますけれども、その他の車両等の通行を妨害する目的で、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、10類型の違反をした者につきましては、3年以下の懲役又は50万円以下の

罰金ということであります。また、同じく妨害する目的で高速自動車国道等において、他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者につきましては、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金という規定になっております。

水岸委員 自転車も同じように厳罰化されるということですが、自転車の場合、行政処分は多分できないと思うんですが、どのような罰則を設けるんでしょうか。

井上交通部参事官 自転車につきましては、平成27年から、悪質な自転車運転者に対して交通の危険を防止するための講習を受講する制度が施行されております。平成27年当時は、自転車が交通の危険を生じさせるおそれのある違反として信号無視や酒酔い運転など14類型を指定しておりました。これを、3年以内に2回以上した者には登録制度により、自転車運転者の講習を受講することを命ずることができ、また、この命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が科されることとされております。

今回の道路交通法の改正によりまして、施行令も改正され、この14型に妨害運転の1型が追加されたという状況であります。

※第 69 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(PHR利活用検討費について)

志村委員

課別説明書、知の2ページ、マル新のPHR利活用検討費について伺います。

PHRということで、病院とか薬局ごとに保存・保管されている個人の医療データを、これから活用していくことを検討するという事なんですけども、この事業目的をもう少し詳細に御説明をお願いします。

斉藤政策企画グループ政策参事 スマートフォンなどの普及に伴い、アプリをダウンロードいたしまして情報入力する。その健康、医療などの情報、それがPHRという情報になります。それが、個人の健康管理や改善につながることはもとより、PHRを活用しました新しいサービスの創出に活用することができるよう、今いろいろな状況になってきたところでございます。

そういった、PHRのアプリの普及を全県民にする方策、また総合的な利活用を検討しまして、多くの県民や団体、企業に対して、この取り組みへの参加を誘発する、そのような戦略を策定していただくということを目的としている事業でございます。

志村委員

今回、4,000万円余りの予算ということですけども、今おっしゃられた利活用の方針を検討していく戦略を策定することと、協議会の開催とありますけども、具体的にどのような形で戦略の策定や協議会の開催をしていくのか、スケジュール的なものを含めてをお願いします。

斉藤政策企画グループ政策参事 戦略の策定ということですが、PHRには、今さまざまなアプリが出ているところであり、その現状であるとか、動向の調査・分析をしていただくということがございます。そのほか、アプリの普及や利活用策についてですが、今アプリは電子版かかりつけ連携手帳を想定しておりますが、利用の促進策、またPHRの利活用策なども提案してもらおうかと思っております。そのほかアプリをプラットフォームとしたビジネスモデル、そこまで一応提案をしていただこうかと思っております。ビジネスモデルに精通したコンサルなどに戦略を支援していただきまして、来年3月をめどに公表を考えているところでございます。

協議会の開催につきましては、業者に委託をさせていただきました戦略につきまして、委託先から提案を受け、その内容について議論をする場にしたいと思っております。今のところ、3月までに5回程度、想定をしているところでございまして、それぞれ業者からいただいた時々の提案について議論をする場にしたいと思っております。

志村委員

戦略のほうはビジネスモデルのイメージまで含めてということですけども、PHRアプリの開発をして、導入していくという中においては、利用されない

となかなか機能しません。厚生労働省が新型コロナウイルスの接触確認アプリCOCOAを皆さんにダウンロードしてくださいと周知を回っていますが、昨日の17時時点で472万件のダウンロードということです。これは、令和元年度の情報通信白書によれば、スマートフォンの保有率が65%といわれていますので、これに当てはめると、単純に数でいうと、まだ6%程度という状況になります。

このPHRが、基本的にこういう個人の健康や医療、そして介護といった情報を、自分自身も生涯にわたって活用できるという意味では、非常に貴重なものだと思いますし、これからの時代は、疾病予防や健康づくりという場面でも非常に期待されていくんじゃないかと私も感じています。今では、母子健康手帳やお薬手帳、また介護予防手帳等、先ほど言われた、かかりつけ連携手帳があるんですけども、PHRの事業者が県になるのか委託の専門業者になるのかわかりませんが、将来的には、こういった形で一元的に利活用される方向に進むのかなと思います。そういう意味で、災害時や救急、転出入の場面でも利活用が見込まれますし、民間保険会社の保険サービスにも活用されるというような、いろんなイメージが出てくると思います。ぜひそういう意味でもPHRの仕組みが、基幹的なものになる必要があると思いますので、しっかりメリットや、それから個人情報のようなセンシティブな面にも配慮しながら、県民にとって有効に利活用できる、理解の促進もしていただきながら、この戦略策定をしてほしいと思います。最後に、その点について御所見を伺いたいと思います。

斉藤政策企画グループ政策参事 委員がお話しいただいたとおり、PHR利活用の前に、まず普及ということが十分必要かと思っております。そのためには、想定でありますけれども、アプリをダウンロードして、例えば情報にポイントがつくとか、入力したデータに基づいた健康指導のサービスができるというような形で、何か動機づけを考えていかなければいけないと思っております。あわせて利便性については、入力もなかなか難しいこともあるかと思っておりますので、例えばQRコードとか、それを読み取れるといったことも考えていかなければいけないと思っております。あと、今後、ためたデータを利活用していかなければならないとも思っておりますので、例えば、将来的にオーダーメイドの健康改善とかを可能にすることも考えております。

また、ビジネスモデルとして興味のある企業に参画してもらって、一緒に、例えば薬品とか、医療機器など、そういったものの開発も考えられると思っておりますので、こここのところはしっかりと普及策、また利活用策についても検討してまいりたいと思っております。

(スポーツ成長産業化戦略策定事業費について)

志村委員

次に、スポーツ振興課、課別説明書のスの4ページにありますスポーツ成長産業化戦略策定の関係です。

私は、本会議の一般質問で、eスポーツによる地域活性化を提起させていただき、知事からも前向きな御答弁をいただきました。ぜひeスポーツを、この戦略の策定に盛り込んでいただきたいと考えています。これについて1点だけお聞きしたいと思います。

安藤スポーツ振興課長 スポーツの成長産業化戦略は、これから策定することになるわけですが、その過程におきまして、例えばeスポーツを活用して地域活性化の可能性が具体的にあるといったことがございましたら、その内容を戦略のほうにも反映させてということを考えてまいりたいと思います。

卯月委員

同じく、スの4ページ、スポーツ成長産業化戦略策定事業費について伺いたいと思います。

国では、未来投資戦略2018を策定して、Society 5.0の実現に向けて、これをフラッグシップのプロジェクトに位置づけ、数値目標の設定、具体的施策としてスポーツを核とした地域活性化とスポーツの成長産業化の基盤形成をしていくとしています。県においては、スポーツによる地域活性化を知事が表明し、本年2月には、スポーツによる地域活性化懇話会を立ち上げ、有識者の方々から御意見を聞いていると聞いています。

また、本年4月には、スポーツ施策を一元的に所掌するスポーツ振興局を設置しております。こうした県の取り組みとともに、多くの資源を有する山梨には、スポーツを活用した地域活性化の可能性を十分に感じ、期待をしているところであります。そこでまず、このスポーツ成長産業化戦略を策定する目的をお伺いしたいと思います。

安藤スポーツ振興課長 スポーツの成長産業化に取り組むことは、本県にとって新たな政策となるものでございます。これを進めるためには、県や市町村あるいは民間企業、競技団体など多様な主体と連携しながら、本県の特性を踏まえた取り組みを進めていく必要があると考えております。その具体的な施策の方向性を明らかにするため、戦略を策定することとしております。

卯月委員

スポーツの成長産業化に向けては、競技団体、関係団体等が一体となって取り組んでいくということが必要だと思います。志村委員の質問にもありましたけれども、目的を達成するために、戦略をいかに立てていくかが重要であると考えます。恐らく、他県においても、国の方針を受けて同様の戦略を策定してくるのかなと思います。本県の絶好の立地条件等を生かして、自治体間競争を勝ち抜いていくため、この戦略にどのような内容を盛り込んでいくのかをお伺いしたいと思います。

安藤スポーツ振興課長 戦略におきましては、まず国内外の先進事例、あるいは本県が有するスポーツ資源や環境を調査しまして、スポーツでどのように地域活性化を図ることができるのか、施策の方向性を明らかにしたいと考えているところでございます。その上で地域活性化を進めるエンジンとしての地域スポーツコミッションやスタジアムにつきまして、そのあり方を具体化してまいりたいと考えております。

卯月委員

スポーツを活用して、今山梨で何ができるのかを明らかにしていただきたいと思います。

幅広い内容であるから、十分な検討も必要だと思います。先日、山梨県と大月市でデュアルベースタウンの研究会が設置され、サテライトオフィスを誘致して、人口流入を図ろうというようなこともしています。本県を訪れていただく方々にも、この地でスポーツを楽しんでいただいて、滞在できるように、ぜひそのような内容を盛り込んでいただけたらなと思います。最後に、この策定のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

安藤スポーツ振興課長 補正予算の議決をいただいた後に委託業務を発注しまして、2月までに素案を作成、その後パブリックコメントを行い、本年度中に策定してまいりたいと考えております。

卯月委員 ぜひ、この戦略をもとにして、都心から近く、自然が豊かという立地条件を生かして、スポーツの成長産業化を図っていただきたいとお願ひしたいと思います。くどいようですけれども、そこをお願ひして質問を終わりたいと思います。何かありましたらお願ひします。

安藤スポーツ振興課長 山梨におきまして、スポーツを活用いたしまして、どんな活性化が図れるのか、我々県といたしましても、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

(更生保護施設施設整備事業費補助金について)

水岸委員 課別説明書の県民2ページのマル臨、更生保護施設施設整備事業費補助金について伺います。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、罪を犯した者を社会全体で支え、再犯を防止する取り組みが非常に重要であると考えますが、ことし2月定例会の本会議において、再犯防止に向けた取り組みについて質問したところ、罪を犯した者の立ち直りに向けて、更生保護施設に対する支援の検討を行うとの答弁がありました。そこで、今回、更生保護施設の整備にかかわる補助金が計上されていますが、まず補助金について、補助先である山梨以徳会とはどのような法人なのか伺います。

望月県民安全協働課長 山梨以徳会につきましては、犯罪をした者の自立更生に必要な事業を行うことで、その者の更生を図ることを目的といたしまして、法務省の認可を受け設立されました、県内唯一の更生保護法人でございます。甲府市内にあります更生保護施設を運営している法人でございます。

水岸委員 更生保護事業を行う法人が、県内には山梨以徳会しかないということであれば、非常に重要な役割を担っていただいていると思いますが、現在の施設の状況と、施設では具体的にどのような事業を行っているか伺います。

望月県民安全協働課長 現在の施設につきましては、昭和44年の建設後50年以上が経過いたしております、耐震化の基準を満たしてございません。また、プレハブの物置の一部を転用いたしまして、作業場として使用しているものもございますが、手狭で十分に作業ができていない状況でございます。

事業につきましては、施設では宿泊場所や食事の提供をするとともに、入所者の社会生活に適応するために必要な生活指導ですとか就業支援など、入所者の自立更生を図る事業を実施してございます。

水岸委員 施設が、刑務所等から出て帰るところや働く場所がないという人にとって、生活の基盤となる大切な施設であることはわかりました。施設整備には相当の費用がかかると思います。県からの補助額は1,500万円ですが、更生保護施設ということで、国などの補助も考えられますが、施設整備に係る総費用等の財源はどうなっているのか伺います。

望月県民安全協働課長 本体工事費につきましては約2億8,000万円でございます。これに備品費ですとか、仮設事務所費等を加えますと、総事業費は3億2,000万円でございます。

また、その財源につきましては、国や更生保護振興財産からの助成金が約1億5,000万円、日本自転車振興会からの補助金が1億円、その他助成金、県・市町村補助金、寄附金、そして同法人のほうで建設積立金として用意した自己

資金等が財源となってございます。

水岸委員

更生保護施設は、犯罪者の再犯防止を推進していく上で必要な施設であり、今回の整備により、罪を犯した者の自立に向けたサポートが、よりできる施設となることを期待しております。

最後に、県でもこうした施設と連携しながら、県民の安全安心の確保に取り組んでもらいたいと考えますが、御所見を伺い質問を終わります。

望月県民安全協働課長 犯罪をした人の立ち直りを支えまして、再犯を防止する取り組みというものは、安全安心な地域社会の実現のために必要不可欠だと思っております。このため、国の機関ですとか市町村、民間支援団体などと緊密な連携を図りまして、県内全域に再犯防止の取り組みを広げ、安全安心に暮らせる社会の実現を図ってまいりたいと思っております。

(PHR利活用検討費について)

飯島委員

知の2ページ、先ほどのPHRのことでちょっとお伺いしたいと思います。

私のiPhoneにも健康のアプリがありまして、血圧や血糖値、また体重とか、きょうは何歩歩いたといったことまでわかるんです。そもそも、今回、このPHRに4,000万円の予算がついているんですが、今私が申し上げたように、自分のそういうものがある中で、あえてまた県がこういうものをつくる必要性があるのか、よくわからないところがあるんですね。

例えば病院とか、かかりつけのお医者さんが、患者さんのために、そういったことを知っているほうが、次の治療にメリットがあるといったように、誰にとってメリットがあるのか。繰り返して申しわけないんですけど、既にそういうものがあるのに、あえて県がこういうものをつくるのは、どこにどういうメリットがあるのかを、もう一回教えていただきたいと思っております。

斉藤政策企画グループ政策参事 アプリにつきましては、世の中にいろいろあることは承知しております。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、健康や医療、また介護など、いろいろなアプリがそれぞれできておりまして、ダウンロードして使っていらっしゃるということも承知しております。

ただ、今回、県がどうしてこういったことに力を入れるかという話でございますけれども、県のほうでも、今いろいろなアプリで使われている電子的な情報につきましては、一元的に管理し、それを医療とか、お医者様のところへ行って使える。まずは本人の健康管理に使える。そういったことによって、県民の健康に資するということろで、県がやることの意味があるかなと思っております。

健康づくりの支援、健康寿命の延伸や活性化というのは、重要な県政課題であることから、個人や医療とか健康情報、そういった取り組みを実現する効果的な施策であるということで、県ではこれを取り組み始めたところでございます。

今、いろいろなアプリがございますが、これを一元的にできるというところで、日本医師会で推奨して、今想定しているアプリが、山梨県医師会と山梨大学で開発したものでございます。医療情報なので、信頼性が非常に重要であり、医師会と山梨大学が開発して、既に山梨大学医学部附属病院でもこういったものを導入し使っているというところもございます。既に使っているというところもありますので、そういった点で優位性があるということで、このアプリを県民のために進めていきたいと思っております。

飯島委員 私は、いいことだと思っているんですよ。いいことだと思っているんですけども、先ほど申し上げたように、私が持っている i P h o n e にもそういうアプリがあるので、どう違うのかなという単純な疑問なんです。これができて、みんなが活用すればいいんですが、事業というのは何でもそうですけど、つくったはいいけれども普及しないということも念頭に置かなければいけないじゃないですか、それをどう考えているのか。

それからもう1点、県内経済の活性化を促進するためと書かれていますが、県内経済の活性化にどうつながるのかイメージできないんです。そこもお伺いしたいと思います。

斉藤政策企画グループ政策参事 普及策につきましては、先ほどの答弁と重なるところがございますが、アプリをダウンロードして、また情報登録にポイントをつけるとか、入力したデータに基づいて健康指導サービスを行うなど、そういったことが動機づけとして考えられますので、更なる利便性の向上を図っていきたいと思っております。

また、県内経済の活性化の促進ということでございますが、PHRのデータを県内の企業や研究機関が利活用できる環境を整備することによりまして、個々に適合した、先ほどもお話しさせていただきました、健康改善のサービスや新サービスの創出、さらに医薬品や医療機器の研究開発、そういったところに取り組む企業が県内に生まれて、ヘルスケア産業の集積につながることも考えながら県内経済の活性化を目指していきたいと考えているところでございます。

飯島委員 先ほどの回答の中で、山梨大学が既に研究しているという話なんですけど、いつまでに完成するのか、お伺いしたいと思います。

斉藤政策企画グループ政策参事 山梨大学の教授が、平成28年度から平成30年度にかけて研究グループで開発しており、かかりつけ連携手帳ということで、山梨大学医学部付属病院において普及しているところでございます。

(スポーツ成長産業化戦略策定事業費について)

飯島委員 次に、スの4ページ、スポーツ成長産業化戦略について。地方創生という字面を見て、山梨ならではのスポーツ成長産業の戦略をするのかなと、私は勝手に思っているんですけど、そういうお考えがあるんですか。

安藤スポーツ振興課長 戦略の策定に当たりましては、山梨の特性、例えば豊かな自然、豊富な資源、あるいは首都圏からアクセスがよいといったことを生かしながら、他県と差別化を図るといった観点からも検討してまいりたいと考えております。

飯島委員 オリンピックは延期しましたが、ロードレースも山梨に来るとということで、自転車条例もできました。自転車もスポーツというカテゴリーの中の一つで、山梨らしさを醸し出すのかなと思っていますので、今の回答は理解できました。それでは、県内スポーツ産業の課題等を検討し、成長産業化に向けた戦略を策定とありますが、これはどういう場で検討するんですか。

安藤スポーツ振興課長 今回の予算を御議決いただきましたら、今想定していますのはプロポーザル方式等で業者に委託をしたいと考えております。そこで、専門的な知見、あるいは助言などを業者からいただく中で、県としてどういったことができるのかといったことを検討してまいりたいと考えております。

飯島委員 新型コロナの関係で甲子園や国体がなくなり、いろいろな面で波及しています。高校生や大学生は、クラブ活動を通じてスポーツを盛んに行っているところが多いと思うんですけども、学校との連携は、どう考えていますか。

安藤スポーツ振興課長 委員からお話がありましたように、新型コロナの関係で、今さまざまなスポーツの大会ですとかイベントなどが中止あるいは延期という状況にございます。県といたしましても、再開に向けていろいろな形で後押ししたいと考えておりますので、学校関係とも連携を図りながら、進めていきたいと思っております。

飯島委員 今、元気がなくなっていますから、スポーツにかかわっている学生に勇気を与えるよう、しっかり連携を図っていただきたいと思います。
それから、先ほどのPHRではないですが、地域経済の活性化というのは、具体的にどんなイメージなのでしょうか。

安藤スポーツ振興課長 現在、県内における産業はさまざまございますけれども、そういった産業をスポーツにどう結びつけられるか、あるいはスポーツを活用して、その産業を伸ばしていく、活性化させていく、そういったことがどのようにできるのか検討してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑

(やまなし安全・安心移住生活プロモーション事業費について)

志村委員 課別説明書の県民3ページのやまなし安全・安心移住生活プロモーション事業費の関係ですが、事業内容としてPR動画の制作、SNSを活用した動画配信等とありますけれども、具体的に、今イメージされている内容を、もう少し説明をお願いします。

有泉地域創生・人口対策課長 やまなしグリーン・ゾーン構想を初めとした安全安心なやまなし暮らし、豊かな自然環境が本県の特徴だと思っております。都心にはない本県ならではの優位性を強力にPRするため、例えばキャッチフレーズやキャラクターを作成いたしまして、PR動画をLINEやツイッター等のSNSを活用して配信するとともに、若年層や経営者などに多く読まれております雑誌への広告、ターゲットを絞ったインターネット広告などを実施してまいりたいと考えております。

志村委員 今、県の優位性ということがありましたけれども、確かに本県にはさまざまな地域資源、また、今回の新型コロナウイルス感染症に対応していく中でグリ

ーン・ゾーン構想、また本会議でも取り上げましたけれどもワーケーションも含めて、山梨という立地を生かして、人口の流入、あるいは新たな県民の、県外からも含めた人の移動を気をつけてやっていかなければならない面は確かにあると思うんです。そういう中で、その優位性に足り得る素材をしっかりとわかりやすくお伝えしていくということが、非常に重要なんじゃないかと思えます。一つ例を挙げると、閉校になった清里小学校を、八ヶ岳コモンズというNPO法人がシェアオフィスにしているような事例もあります。県内には、北杜市だけでなく、私の地元の笛吹市、またデュアルベースタウンで取り上げられている大月市も含めて、県内各地で、そういった県の優位性を打ち出せるものがたくさんあると思いますので、取材をしていただいて、わかりやすいコンテンツに仕上げ、発信していただきたいと思えます。この辺の取り組みを、これから具体的に進めていく中で、そういった取材や素材集めも検討されていると思うんですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

有泉地域創生・人口対策課長 執行に当たりましては、公募型のプロポーザルという形で委託をさせていただきます。その中で、県も提案させていただきますけれども、委託の業者には、積極的に山梨の優位性の素材を集めてもらいたいと考えております。

移住・二地域居住に向けては、地域間競争という形だと認識しておりますが、そういった厳しい地域間競争にどうやって勝ち抜いていくかというところで、今回のプロモーション活動を、まずは手始めに行ってまいりたいと考えております。

(地域公共交通利用促進キャンペーン事業費について)

志村委員

交通政策課のほうで、リの2ページにあります地域公共交通利用促進キャンペーン事業費6,900万円余ということで、これに関しては、事業者への前払い支払い額の上乗せ利用分に対して助成するというので、前払いチケットを発行する。多くの県民に利用を促していくということですのでけれども、もうちょっと具体的に、こんなふうに進めていくというようなところを御説明いただきたいんですが、よろしく願います。

藤原交通政策課長 ただいま委員から御質問のありました当キャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用の落ち込んだ路線バスとタクシーの事業者が有利な回数券を販売することで、早期に利用を回復させるとともに、事業者の資金繰りの改善につなげるという目的でございます。県民があらかじめ電子もしくは紙により申し込み、クーポン券を取得し、路線バス・タクシー事業者を指定し、クーポン券と引きかえに前払い販売額の5,000円を支払います。それに対して50%の2,500円分を上乗せしました7,500円分の利用ができる回数券を、県民で申し込まれた方が購入をいたします。バス・タクシー事業者は、回数券の前払い代金を受け取りまして、県に対して回数券の上乗せ分を請求し、県がその上乗せ分をバス・タクシー事業者へ補助するというものでございます。

志村委員

既にこうした取り組みをされている自治体もありまして、金額的には1万円とか、それぞれ自治体によって異なり、その半額を助成するというものもありますが、期間については今年度いっぱいということでしょうか。

藤原交通政策課長 申し込み期間につきましては、急いで準備を進めまして、9月から申し込

みの受け付けをしまして、できるだけ早期に購入していただけるよう、年内を申し込み期限とさせていただきたいと考えております。

志村委員 そうすると、利用できる期間というのは、年度内になるのでしょうか。

藤原交通政策課長 利用期間につきましては、年度内ではなく、できる限り汎用性を高めて、多くの方に購入していただくために、1年程度の期間を利用できるようなことを想定しています。

志村委員 これは対象者を特に限定したりすることがあるのかどうか。例えば高齢者とか、それから通勤、通学等で使っているような方は、別な割引もあるわけですが、そういうものとの兼ね合いはどのように考えたらいいのですか。

藤原交通政策課長 キャンペーンに申し込みができる県民の皆様につきましては、県内に在住する個人を対象としております。ほかのサービスにつきましては、福祉など限定的なものもございますが、今回のキャンペーン事業につきましては、広く県民の皆様にご利用回復に参加していただけるよう、利用拡大を目的としておりますので、県内在住の個人を対象とさせていただいております。

志村委員 詳細等が発表されて、少しでも大勢の方に利用していただいて、地域公共交通の利用促進を図ることで、今回の新型コロナウイルス感染症で、非常に落ち込んだ利用率や経済を回復させていくことにつながっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

白壁委員 今、志村委員からクーポン券の質問があったわけですが、ようやくタクシーに日の目が当たったのかなど。今まではバスが多かったので、タクシーは対象外だったんだけど、今回は、その前の2分の1の消毒だとか、こういった関係も出てきたということで、先ほどもあったけれど、1年間、いつ募集をして、いつそれを発行して、いつからいつまでの1年を想定しているのか。

藤原交通政策課長 ただいまの委員の御質問につきまして、申し込み期間は9月から12月ということでございまして、随時申し込み順にクーポン券を送付させていただきます。クーポン券と有利な回数券を交換していただきまして、交換してからおおむね1年程度を利用期間として想定しているところでございます。

白壁委員 1年間ということで、この6,900万円の中には手数料だとか、どこかに委託するんだろうね。最近マスコミなんかで言われている、電通がどうだったかってありますが、委託費も入れてこの金額で行うの。中身はどんなもの。

藤原交通政策課長 委託経費が含まれるかという御質問でございまして、こちらのほうは、委託経費を含んでおります。委託経費として、おおむね500万円程度を想定しているところでございます。

白壁委員 ということは、500万円を引いた残りの金額でやるんだね。
想定されているタクシーとバスの比率というのは、どのくらいで計算しているの。

藤原交通政策課長 1点追加でお答えさせていただきますが、そのほかに回数券の印刷代等が700万円程度でございます。対象事業者の車両につきましては、タクシーが8、

バスが2ぐらいの割合の車両数を想定して見込んでおります。

白壁委員　　そうすると5,700万円の金額がはじき出されてくるんだけど、それを2対8ぐらいのところまでいくと。いいことなんだけれども、これで足りなかったらどうするんだろう。

藤原交通政策課長　事業の推移を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

白壁委員　　これは国補事業でしょう。今回の追加の分は、ほかのところから回してもらおうということかな。部長はうんうんと言っているけれど、そういうことであればいいよね。何しろ、いいことなので、もっといろんなところに広く知らしめて、これだけではお金が足りないよとしてもらいたい。
そこで、これ、どういう広告手法をとるんだろう。

藤原交通政策課長　県民の皆様への周知につきましては、チラシの印刷、新聞広告への掲載等を考えております。

白壁委員　　回数券の印刷っていうけど、回数券はどこで印刷するのか。

藤原交通政策課長　回数券につきましては、いわゆる金券でございます。偽造のおそれがありますので、そういった特殊な印刷ができる業者に印刷を発注することを考えております。

白壁委員　　県で発注するということだね。そうすると、これから何かやるときにも、それでわかるようにできるということね。
一番重要なことは、タクシーのないところはどうするのか。

藤原交通政策課長　民間のタクシー、バスの事業者の支援が目的でございますので、その地域につきましては、近くの民間事業者等を御利用いただきたいと考えております。

白壁委員　　薄々わかったと思うんだけど、実は丹波山村、小菅村にはタクシー会社がないんだよね。あそこはNPOで、白タクとまで言わないけど、民間の人たちが地域の交通、足をつくってやっている。そういったところには使えるのかね。

藤原交通政策課長　丹波山村の例を出されたところでございますが、市町村が運行管理等かかわっております。そちらについては、市町村での対応となります。今回の事業につきましては、民間事業者の支援ということで、そういった自家用有償旅客運送につきましては、特定の村民等が限定的になってまいります。今回の事業は不特定多数の県民を対象としていることから、対象から除外とさせていただきたいと考えております。

白壁委員　　そうかな。少しいろいろ考えてやってやるべきだと思うね。白タクという言い方は悪いんだけど、地域のコミュニティーのため、NPOが自分たちで車を出しながらやっているタクシー事業だから、何か方法を考えてやるべきだと思うね。
先ほど、紙を使いながら募集、電子を使いながらと言ったんだけど、具体的にどんな方法をとるんだろう。

藤原交通政策課長 ただいまの申請方法のお尋ねでございますが、電子申請につきましては、「やまなしくらしねっと」というものがございますので、そちらから申請していただくことを考えております。

また、もう一方で、紙媒体による申し込みも想定しておりまして、こちらのほうは、インターネット環境のないお年寄りなどがいらっしゃるようですので、紙での申し込みも受け付けられるようにということで考えております。

白壁委員 ここには広聴広報グループもいるかな。タイミング的なものがあるけれども、県が出す広報誌と一緒に入れてやって。8月末のタイミングが合えば、ぜひ協力してやってほしい。こういうものは、宝の持ち腐れじゃだめなんだよ。お金が足りないぐらいに、予算が足りないというぐらい使ってもらって初めて生きてくるもの。だから、ぜひ調整をしながらやっていただきたいと思います。最後に局長の意気込みを。

三井リニア交通局長 今回の補正でタクシー・バスという、いわゆる地域公共交通事業者の関係の補正予算を計上させていただいたところでございます。地域公共交通につきましては、特にコロナの影響を大きく受けた業種ということで、タクシー7割、バス7割、お客が減っているというような話も聞いています。また、事業者からも直接、非常に厳しい状況だと。例えばバスですと、運行しなければいけない、休業させることもできないということで、休業補償も公費では賄えないという状況で、非常に厳しい状況を認識しております。今回、こういったことで国費を活用しながら支援事業を計上させていただいたので、最大限有効に活用させていただきたいと思っております。先ほど委員がおっしゃったように、今回の予算としては、このように計上させていただいておりますけれども、非常に活用していただけるようであれば、また財政当局とも相談させていただきまして、当然いろいろな事業の差金も出てくると思っておりますので、そういったことも考えながら、しっかりとやっていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

水岸委員 本請願の趣旨は、核兵器禁止条約に関することであり、国の外交・安全保障政策に関連していることから、地方議会が意見書を出すことは、慎重に熟慮しなければならないと考えられます。

したがって、現時点では、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 2－4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

卯月委員 選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方と深く関係をしておりまして、国民の理解を得る中で、国会においても慎重に継続的に検討されていると認識をしております。県議会といたしましても、県民の意見を十分に聞いて、国会での議論も見きわめながら慎重に判断する必要があると思いません。

したがって、本請願は継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 2－5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

水岸委員 桜を見る会については、現在国会の予算委員会等において継続的に審議が行われているところであり、国会は国民の負託を受けた国会議員が審議をする場であり、その国会において審議が継続されている状況であることから、まずはその質疑の状況、審議の動向を注視すべきであると考えます。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

飯島委員 私も紹介議員になっていて、前回継続の案件ではありますけれども、さらに請願趣旨をよく読んでいただいて、終わった事件、終わった案件とはいえ、明らかな資料も提出されていなく、これは早急に採択してほしいと申し上げたいと思います。

討論 なし

採決 起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 2－6 号 運転代行業者に対する国の支援措置の創設を求めることについて

意見

杉原副委員長 自動車運転代行業は、飲酒により自動車を運転できない場合にドライバーと車を安全に目的地まで送り届けるという事業体として、車が交通手段の主流である本県の県民生活に広く定着しています。また、代行を利用することで、飲酒運転の防止に一定の役割を果たすなど、社会貢献度は高く、事業存続の必要性が認められると考えられます。交通の安全や利用者の保護は、特定の地域に

限るものではなく、全国的な視点に立つて行うべきものであり、国へ財政支援措置を求めることは適当であることから、本請願は採択が適当であると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※請願第2－9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

志村委員 本請願に関してですけれども、新型コロナウイルスによりまして、経済的な影響を受けている学生等への支援ということについては、国や県などが連携をして取り組んでいくということが必要であると思います。政府では困窮する学生に対して、高等教育の修学支援新制度を初めとしまして、学生支援緊急給付金など、経済的な支援制度を用意しているような状況です。

また、公的な奨学金も給付型は4月から拡充されて、学費の減免といった制度も運用が始まっています。

一方、県内の多くの大学、山梨大学や山梨学院大学などでも困窮する学生に対して独自の支援策を実施している状況にあります。県立大学においても、授業料減免を独自に実施する補正予算が今議会に計上されています。

そうした観点から、引き続き国や本県の状況、また支援の取り組み状況等を慎重に検討する必要があることから、継続して審査をしていくことが適当であると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(新型コロナウイルス対策に係る各会議の会議録について)

皆川委員 先日の全国紙の朝刊に、全国の都道府県の新型コロナウイルス対策の本部会議と専門家会議において、本県を含む9県が議事録を作成していなかったと。しかも、本部会議も専門家会議も両方とも作成していない県は、本県を含めてたった5県だということでもあります。

新型コロナウイルス対策は県民の命にかかわる重大事でありますので、報道のとおり議事録が作成されていないとするならば、議会としても見過ごすわけにはいきません。

そこで、まず、県は議事録をなぜ作成していないのか、理由を説明していただきたいと思います。

斉藤政策企画グループ政策参事 新型コロナウイルスへの対応につきましては、委員御指摘のとおり、県民の命にかかわる重大事であるということは、十分認識しているところでございます。過去に経験したことのない業務に忙殺され、また、詳細な記録作成が膨大な事務量になることから、関係部署と相談をいたしまして、会議の性格を分析いたしまして、方向性を決定するものではなく、情報共有を図る会議であるとしまして、肝心な部分はしっかりと残しながら、要旨とすることといたしましたところ です。

今まで本部会議は11回、専門家会議は毎週火曜日、金曜日と開催してまいりました。県では、概要は、正式な記録として、本部会議についてはホームページに掲載をさせていただいているところでございます。県民の皆様には、そのような形で情報提供をしているところでございます。

皆川委員

何も記録していないわけではなくて、要旨をまとめた議事概要があるということが、今、わかりましたけれど、議事概要を作成するという事は、会議の重要性を十分理解していると考えられますね。したがって、そういうことを理解しているのであれば、なお、発言要旨の一字一句まで詳細に記録しておくべきではないかと思えます。

そして、このことは重要なので、後世に伝えるために、しっかりと保存しておくことも必要ではないかと思えます。また事務量が膨大になり、人手が追いつかないということを言っていますけれども、ほかの全国38県では、議事録があるわけでありますから、本県の事務処理能力が他県に比べて劣っているということなんではなかろうか。

斉藤政策企画グループ政策参事 詳細に記録を残して、適切に保存していくことが望ましいことは、十分理解をしているところでございます。

なお、今回さまざまな協力要請を行う際に、関東近県と連絡を取り合っております。そうした中で、そのときの状況から推察し、今発言させていただきますけれども、議事録を残していると回答した県でも、本県よりも簡略にしている県もあるということも考えられます。

今回の事態は、新聞社の取材に対する私どもの説明不足もありまして、県民の皆様には会議の記録を何も残していないような誤解を与えてしまったことは、おおびを申し上げたいと思っております。

保存期間につきましては、今後、国の基本的対処方針における歴史的な保存文書についても、考え方が示されているところでございますので、それを踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

皆川委員

ほかの38県に議事録があるということに対してですが、それは処理する人間がいないということか。足りないということか。そのことについて、もう一回答えてください。

斉藤政策企画グループ政策参事 職員のほうは十分対応できていると思えます。ただ経験したことのない業務ということで、そこで忙殺される場所もございまして、忙殺されておりました。そういった記録が多大な事務量ということもございました。職員については、皆、どこの県も同じような対応をしているかと思っております。

皆川委員

新型コロナウイルス感染症の対応をしっかりと検証していくためには、やっぱり記録をしっかりと多く残していくということに価値があるんじゃないかと思えます。

そこで、新型コロナウイルス感染症というのは、100年に1度のものでありまして、関係する記録をしっかり引き継いでいくことで、将来の県民の命を守り、本県の豊かさにつながるものじゃないかと思います。この点、どう考えますか。

斉藤政策企画グループ政策参事 委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、未曾有の災害であり、歴史的な出来事として後世に残していく、後世に確実に伝えていくことが必要であると考えております。本県の議事概要につきましては、新型コロナウイルス感染症対応への検証が可能であると考えておりますが、国内外から安全で安心な山梨県として認められるようになるためにも、会議の記録につきましては、検証が確実にできるよう工夫してまいりたいと考えております。

皆川委員 これは県民の命にかかわることですから、大事にしてもらわないと困るんだよね。感染症はこれから第二波、第三波が起こる可能性もありますよね。それと、未知の感染症が、これから発生するということもあるので、県としては的確に対応できるように、どんなときでも適切に準備しておくことが大切じゃないかと思います。このことを常に念頭に置いて、しっかり対応していただきたいと思いますが、最後に決意のほどを、偉い人をお願いします。

渡邊知事政策局長 新型コロナウイルス感染症の対応には、県職員では対応したことがなく、今回の取り組みは手探りで進んでいます。今、委員から御叱咤もいただきましたように、その一つ一つが将来の山梨県民の生命、生活、安全を守ることにつながるということを、改めて職員がしっかりと心に刻んで、そして知事が目指します超感染症社会をつくって、豊かな山梨を築いていくために、これからも、また、御指摘にもありましたように、常に準備ということもしっかり念頭に置きながら、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。委員各位には、これからも御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

白壁委員 局長が最後に答弁した後でちょっと悪いんだけど、さっきの話の中で、検討すると言ったじゃない。何を、どのように検討するのか。ICレコーダーはとってあるよね。皆さんが事務をやるわけじゃないじゃない。文字を起こすところは外注だから、そのお金は今回のコロナ関係の交付金の中でも使えるわけじゃない。だから、それを使ってやれば全然問題ない。どうしても、これは内密にしなければならん、というものがあれば、それは伏せばいいこと。これは、ちゃんと残しておかなければだめだよ。検討じゃないよ。やらざるを得ないものはちゃんとやること。お金がない、人がいない、優秀じゃないとか、そんな話じゃない。だから、できるんだよ。どう、さっき検討すると言ったんだよ。

渡邊知事政策局長 今、検討すると申しましたが、総合対策本部については、議事録という形で整理をさせていただくつもりでおります。ただ、専門家会議につきましては、毎週火曜日、金曜日に、場合によっては3時間、または4時間と長い時間がかかります。白壁委員から御指摘もありましたように、外注して委託ということもあるんですが、外に出せない情報もかなりあるものですから、そういう部分だけを概要旨として残して記録をさせていただいています。発言なさっているのはみんなお医者さんですから、その辺は、特に配慮してということもなく、いろいろな御発言がある中で、特に肝心な部分だけは、要旨として整理をさせていただいているというのが現状でございます。担当の福祉保健部とも相談を

しなければなりませんものですから、そこは協議をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

白壁委員

のり弁でもいいんだよ。要は、出せないものは出せなくていいんだよ。だから、情報公開であっても、出せないものは出せないんだから。だけど、こういったものをちゃんと完備している、整備してあるということを言えるほうがいいという意味だから。何々先生がこんなことを言いました。これは出すとひんしゅくになりますとか、そういったところは、のり弁にすればいいじゃないか。残しておくべきものは残しておいて、お金はそっちから出るんだから、あとは外注へ委託するんだから、やるべきものはやっておけば何ら問題ないと思う。公表できないものは公表しない。公表できるものは公表する。ただそれだけのこと。どう。

渡邊知事政策局長 私の一存でそれは決めかねますので、ちょっと福祉保健部と協議をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

飯島委員

議事録は、とても大事な案件なので、私も用意してきました。かぶるところもあるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

これは先週の金曜日の読売新聞の一面で、ごらんになっていると思います。今、答弁をいただいて、善処するということではあると思いますが、この26日の新聞で、山梨県は、対策本部は、情報交換、連絡調整を円滑にするため、専門家会議は意見聴取する場で、政策決定などを行う場ではない。だから、記録はつくらなくていいということを言っているんです。今の答弁では、それを撤回したという解釈ですね。

渡邊知事政策局長 最初から記録はつくらなくていいという判断をしていたわけではなくて、詳細な議事録として発言者、発言内容を一字一句まで残して、きちっと記録を残す必要があるかどうかについては、関係部局と協議をしていたものです。最初から、記録を残さなくていいという判断をしていたわけではございません。そのため、議事録については、概要として記録を残しておりましたので、最初からそう考えていたものではございません。

飯島委員

政府は、3月に公文書管理法に基づく行政文書の管理指針を出しているんですね。今回は、歴史的緊急事態に指定して、政策の決定を行う関連会議、議事録の作成を義務づけているんです。今の県のコメントは、政策決定じゃないと言っているから、これに外れたという解釈かもしれません。でも、政府は3月にこういうことをやっているんですね。この法律は、自治体にも文書の適正な管理について、必要な対策を講ずる努力を求めていると。3月にこういうような文書が出ているんです。ごらんになっていますよね。

渡邊知事政策局長 今回の専門家会議というのは、山梨県が独自でつくっているものですが、これも含めて、国の基本的対処方針の中の歴史的保存文書に該当するか否かについても、しっかりと協議をしてあるんですが、私ども内部では、国にも確認をし、しっかりと検討した結果、そこに該当する可能性は低いということ言われたものですから、概要として残させていただいたと。

したがって、今後それがどこの歴史的保存文書に該当するか否かも含めて、先ほどお答えさせていただきましたが、御指摘もありましたので、残すものはしっかりと残せるように、今後検討させていただくということでございます。

飯島委員

いずれにしても、専門家も、議事録の作成は、後世でまた何かあるかわからない。そういえば、新型コロナウイルスが10年前にはやったよねと。その記録を見るだけでも、大事な、有効な資料ですよ。そういうことも含め、私は、議事録というのは、先ほど白壁委員がおっしゃいましたが、公開する、しないはともかく、絶対にとっておくべきだと思います。罰則規程等はないのかもしれませんが、はっきり言ってこれは名誉なことじゃないですよ。そこら辺をしっかりと感じていただきたいと思います。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 65 号 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中改正の件

質疑

卯月委員 条例の概要は、このイメージ図によると、今回追加します独自利用事務ですが、奨学給付金は国公立及び私立が対象となっていると思います。修学支援金は県立のみとなっておりますが、この理由をお聞かせいただきたいと思います。

土屋情報政策課長 奨学給付金は県内に住んでいる方、修学支援金は県内の専攻科に通う方を対象とした制度でございます。

具体的に申し上げますと、まず奨学給付金でございますが、これは生徒の教科書など授業料以外の教育費に対して支給します。生活支援的な措置で、県内在住の方を対象としているところでございます。このため、山梨県内に住んで、他の都道府県、例えば東京都内の国公立ですとか、私立の専攻科へ通う方の生徒さんも対象となるところでございます。対しまして、修学支援金はいわゆる授業料無償化のための制度でございます。県内で授業料を徴収する専攻科に通う方を対象とした制度となっております。県内で授業料を徴収する専攻科は、公立の甲府工業高校の専攻科だけでございます。私立のものはございませんので、修学支援金につきましては、公立のみを対象とした制度となっているところでございます。

修学支援金、奨学給付金、いずれも国の補助金を活用したものでございまして、その要綱にのっとりた制度になっているところでございます。

卯月委員 専攻科の生徒に対する修学支援金事業及び奨学給付金事業は、令和2年4月から開始されていますけれども、この条例の施行日を令和3年、来年4月1日とした理由について、教えていただきたいと思います。

土屋情報政策課長 具体的にどのような事務にマイナンバーを利用できるかにつきましては、国の機関であります個人情報保護委員会が、国や地方公共団体などからの要望をもとに、独自利用事務の事例として示すことで利用できることとなります。

今回の3事務がこの事例につけ加えられましたのが、ことしの2月26日でございます。これを受けまして、今回、条例改正の御議決をいただいた後に、国の個人情報保護委員会に届け出ますと、その後、保護委員会で公告ですとかパブリックコメントですとか、そういった手続を行うこととなります。この手続におおむね8カ月程度要することとなりますので、今回の事務が利用可能となりますのは、来年2月ぐらいからとなる見込みでございますけれども、2月、3月に新しい申請があるということは極めてまれでございますので、新年度である令和3年4月1日を施行日としているところでございます。

卯月委員 今後、このような条例の改正を行う可能性は、まだあるんでしょうか。あるいは条例改正の予定はありますか、そこについて、最後にお聞きしたいと思います。

土屋情報政策課長 条例改正につきまして、現時点で予定しているものはございませんが、今後、県の事務が、先ほど申しあげました個人情報保護委員会から示される事務の事例に該当する場合には、県民の方の利便性の向上ですとか、行政事務の効率化、そういった観点から積極的に取り入れることとしまして、条例改正について積極的に検討してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 66 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 67 号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 68 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 69 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(公共施設等感染予防対策強化事業費について)

杉原副委員長 課別説明書、総4ページの公共施設等感染予防対策強化事業費について幾つかお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症にかかわる国の緊急事態宣言が解除され、県の指定管理施設等の利用が再開されています。どのような考えでこの事業により、感染予防対策を図っていくのか、まずお伺いします。

丸山財産管理課長 県の施設を利用してくださっている県民の方々が、手洗いにつきまして、施設内のトイレ等の利用後、ウイルス付着の可能性があります水道の蛇口などに触れることなく、安心して利用していただけるように、国の交付金を活用して、トイレにおける手洗い場の蛇口等を、センサー式の自動水栓に切りかえる工事を実施していきたいと考えておるものでございます。

杉原副委員長 この事業で対象となる県の施設は、代表的なものとして小瀬スポーツ公園が明記され、その他46施設とございますけれども、どのような施設が対象となるのか。また、合計で何基程度の水道の蛇口を自動化するのか、お伺いいたします。

丸山財産管理課長 表記させていただいております小瀬スポーツ公園のほかに、県民文化ホール、文学館、考古博物館など、県民の方々が利用していただく公共施設39施設と、各地域の保健所、衛生環境研究所などの保健衛生検査業務施設7施設を想定しております、合わせ46施設における水道栓約700基分の自動水栓化を予定させていただいているところでございます。

杉原副委員長 公共施設における利用環境の整備は、新しい生活様式の推進と、県民が施設を安心安全に利用できるために、重要な取り組みであると考えます。しっかりと取り組んでいただければと思います。

最後の質問ですけれども、この事業で対象としている施設は、県の施設の一部かと思いますが、どのような考え方で事業の対象を選別したのか、お伺いいたします。

丸山財産管理課長 まず、先ほど、公共施設39施設と申し上げたものにつきましては、不特定多数の県民の方々が利用していただくことを目的に設置されているということで、不特定多数ということに着目しまして、まず優先的に整備をさせていただければと考えさせていただいております。

また、保健所等の検査、衛生関係の検査にかかわる部署につきましては、県の業務の継続性といったことから、新型コロナウイルス感染拡大が起こった場合に、特に感染症対応業務に著しい影響が予想されるということから、こちらの施設について優先的に整備させていただければと考えております。

このような考え方から、先ほど申し上げた46施設の自動水栓化を図らせていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 77 号 令和2年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 73 号 契約締結の件

質疑

志村委員 防災行政無線契約締結案件への質問をいたします。
まず、今回の契約案件は、設備更新が目的ということであります。今回更新する地上系防災行政無線という設備が、先ほど御説明ありましたけども、もう少し詳しく、どのようなイメージのものなのか、また12カ所更新ということですので、具体的にどういった場所のものかというところを御説明をお願いします。

小澤防災危機管理課長 県の防災行政無線につきましては、气象台や市町村など関係機関との間で気象情報や災害情報を安定的に送受信、受発信をするために、実は地上系と衛星系の2系統を設けておりまして、その2系統によりまして通信を確保しているところでございます。

今回の設備更新につきましては、地上系の設備更新を行うものでございまして、県では、設備の老朽化の状況を踏まえまして、順次設備更新を行っているところでございますけれども、今回案件にございまして12カ所につきましては、平成11年から13年に設置をいたしまして、約20年が経過したものであるということでございます。

なお、場所と申しますと、各合同庁舎、例えば北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、南巨摩合同庁舎、西八代合同庁舎等の県の合同庁舎、また小瀬スポーツ公園や県立中央病院等々の設備を今回更新することとしております。

志村委員 それから、今回の入札は共同企業体方式ということですが、この方式をとられた理由と、それから3社の共同企業体ということにしてありますけども、その理由についてお願いします。

小澤防災危機管理課長 共同企業体方式につきましては、参加企業におけます経験の増大、技術の拡充強化、さらには危険の分散等を図ることを目的とするものでございますが、今回の工事につきましては、先ほど申しました、無線設備等の製造から据えつけ、また電波法上の検査を行う一貫したものでございます。これに係ります県内企業の経験の増大、また技術の拡充強化、さらには参加企業の危険分散を図る観点から、共同企業体方式により入札を行ったものでございます。

また、3社の共同企業体としました理由でございますけれども、共同企業体方式の取り扱いを定めております本県の共同企業体取扱要綱におきまして、2社または3社とするということになっておりまして、今回の設備更新工事につきましては、予定価格が15億円を超える大規模な工事でございます。参加企業の危険分散を図る観点、並びに県内企業の受注機会を可能な限り確保する観点から、3社としたところでございます。

なお、3社のうち2社は、本社が県内にあることを要件としたところでございます。

志村委員 今回的一般競争入札、15.7億円が14億円と、入札価格が大分下がったということで、効果があったのかなと思えますけれども、業者選定を入札価格のみで行ったと考えていいのか、あるいは結果を見ると、いろいろな点数で、61点と51点という結果になっていますので、この辺も含めて御説明をお願いします。

小澤防災危機管理課長 今回の工事につきましては、一般競争入札と御説明を申し上げましたが、予定価格が15億円を超える契約でございます。総合評価方式という形で実施をさせていただいたところでございます。

総合評価方式に当たりましては、入札参加資格を有していることはもとより、代表構成員が施工実績を有していることなど条件を付した上で行ったところでございます。

また、総合評価に当たりましては、提案のありました施工計画、実績等を評価いたしまして、あと入札金額等によりまして評価を行ったところでございます。

志村委員 大切な設備でありますし、気象情報や災害情報を、市町村や関係機関にお伝えする設備でもありますので、平時はもとより、災害時にしっかりと稼働していただけることを念願するものであります。正式契約の後には、着実に施行していただいて、高度で安定した防災行政無線が稼働できるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 1 号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第 2 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第 2 - 3 号 国に対し「消費税率 5% への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

意見

卯月委員 昨年 10 月に消費税が引き上げられまして、国、地方ともに財政状況が厳しい中、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するために行われたものであると認識しております。日本の将来のため、少子化対策や社会保障の充実を図るためには、全国民に広く薄く負担していただくことが必要であると考えられますが、一方で、逆進性となる消費税がよいのかとする意見もあります。したがって、本請願は継続して審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を 8 月 19 日から 21 日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦